

### 3. 事業者に対する取組

#### 3 1 事業者の環境保全への取組促進のための実施施策

##### (1) 事業者の取組促進のための実施施策(問 6)

###### 【全体的な傾向】

###### 取組の進んでいる施策領域

- 事業者の環境保全への取組促進のために行っている施策の 17 項目について、取組の進んでいる領域は、全体的にみると、『廃棄物の発生抑制』、『廃棄物の再利用』、『廃棄物の再生利用』および『水質汚濁の防止』といったの直接的な環境負荷の低減が中心である。一方、取組が遅れているのは『フロンガスの回収』、『ディーゼル車の利用抑制』、『モーダルシフト・物流の効率化』である。

###### 施策手法別の取組状況

- 事業者の環境保全への取組促進のために行っている施策の 17 項目を、手法別にみると、最も多く実施されているのは「普及・啓発」(平均実施率 32.4%) である。これに対して、「規制的手法」(同 4.8%) と「支援・誘導」(同 5.4%) の実施率は低い。
- 「規制的手法」では、『水質汚濁の防止』(実施率 18.9%) が多く、「支援・誘導」では、『環境保全型農業の促進』(同 11.8%) が多い。「普及・啓発」については、『廃棄物の発生抑制』(同 61.0%) 『廃棄物の再利用』(同 61.4%) 『廃棄物の再生利用』(同 60.0%) の廃棄物関連の取組の実施率が高い。

図表 111-32 事業者の環境保全への取組促進のための手法別施策の実施状況(全体) (%)

取組項目	規制的手法	支援・誘導	普及・啓発
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	1.2	6.1	28.8
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	0.7	6.9	24.5
(3) フロンガスの回収	2.1	1.4	25.0
(4) 大気汚染の防止	15.3	4.3	31.1
(5) 低公害車の導入	0.9	6.0	30.7
(6) ディーゼル車の利用抑制	1.2	1.9	14.1
(7) モーダルシフト・物流の効率化	0.3	1.2	10.5
(8) 水質汚濁の防止	18.9	7.4	38.4
(9) 廃棄物の発生抑制(リデュース)	8.3	7.4	61.0
(10) 廃棄物の再利用(リユース)	6.4	5.6	61.4
(11) 廃棄物の再生利用(リサイクル)	7.9	11.0	60.0
(12) 有害化学物質の利用抑制	5.1	1.0	22.0
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	7.6	4.4	17.9
(14) 環境保全型農業の促進	1.6	11.8	28.2
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	1.0	3.0	35.5
(16) 環境情報の住民への開示	2.0	1.9	41.3
(17) ISO14001 や環境活動評価プログラム等の導入促進	1.0	10.3	20.6
(n=1,452) 手法別平均実施率	4.8	5.4	32.4

(注)網掛けは手法別平均実施率以上を示す。

- 規制的手法 : 条例、規則、要綱等で、地域独自(国の施策に上乗せするものを含む)の規制や課税・課徴金等を実施している場合。
- 支援・誘導 : 補助金、助成金、融資・利子補給等で、地域独自(国の施策に上乗せするものを含む)の支援・誘導策を実施している場合。
- 普及・啓発 : パンフレットや冊子の配布、イベントの開催、講習会等で、普及啓発活動を実施している場合。

【基本属性別の特徴】

- 全体では平均実施率 4.8%の「規制的手法」について、基本属性別にみると、都道府県と政令指定都市では『大気汚染の防止』(それぞれ 69.6%、75.0%)と『水質汚濁の防止』(同 89.1%、68.8%)の実施率が約 70～90%と高い。政令指定都市では廃棄物対策関連および『工場等の敷地や屋上の緑化』も比較的实施率が高い。市区町村の実施率は、『大気汚染の防止』と『水質汚濁の防止』以外は非常に低い。(図表 -33)
- 全体で平均実施率 5.4%の「支援・誘導」では、都道府県と政令指定都市の実施率は比較的高い。都道府県では『廃棄物の再生利用』(69.6%)、次いで『環境保全型農業の促進』(67.4%)の比率が高く、政令指定都市では、『低公害車の導入』(75.0%)、次いで『水質汚濁の防止』(68.8%)の比率が高い。市区町村では、実施率は全般的に非常に低い。(図表 -34)
- 「普及・啓発」は全体の平均実施率が 32.4%と高く、都道府県と政令指定都市ではいずれの項目もおしなべて高い実施率を示している。市区町村でも 3 つの施策領域の中では実施率は高い。特に廃棄物対策が 60%前後と高い。(図表 -35)

図表 III-33 事業者の取組促進のための「規制的手法」の実施状況（基本属性別）

取組項目	（%）		
	都道府県 n = 46	政令都市 n = 16	市区町村 n = 1,390
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	15.2	6.3	0.5
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	4.3	0.0	0.4
(3) フロンガスの回収	21.7	6.3	1.2
(4) 大気汚染の防止	69.6	75.0	12.8
(5) 低公害車の導入	15.2	12.5	0.1
(6) ディーゼル車の利用抑制	15.2	12.5	0.4
(7) モーダルシフト・物流の効率化	4.3	6.3	0.1
(8) 水質汚濁の防止	89.1	68.8	16.0
(9) 廃棄物の発生抑制（リデュース）	30.4	43.8	7.0
(10) 廃棄物の再利用（リユース）	26.1	37.5	5.2
(11) 廃棄物の再生利用（リサイクル）	30.4	43.8	6.5
(12) 有害化学物質の利用抑制	28.3	25.0	3.8
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	26.1	43.8	6.6
(14) 環境保全型農業の促進	10.9	0.0	1.1
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	6.5	0.0	0.6
(16) 環境情報の住民への開示	6.5	12.5	1.4
(17) ISO14001 や環境活動評価プログラム等の導入促進	2.2	6.3	0.6

(注) 網掛けは 40%以上を示す。

図表 III-34 事業者の取組促進のための「支援・誘導」の実施状況（基本属性別）

(%)

取組項目	都道府県 n = 46	政令都市 n = 16	市区町村 n = 1,390
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	50.0	50.0	4.0
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	45.7	43.8	5.2
(3) フロンガスの回収	13.0	6.3	1.0
(4) 大気汚染の防止	43.5	43.8	2.5
(5) 低公害車の導入	63.0	75.0	3.3
(6) ディーゼル車の利用抑制	32.6	31.3	0.5
(7) モーダルシフト・物流の効率化	13.0	37.5	0.4
(8) 水質汚濁の防止	45.7	43.8	5.8
(9) 廃棄物の発生抑制（リデュース）	50.0	31.3	5.7
(10) 廃棄物の再利用（リユース）	47.8	18.8	4.1
(11) 廃棄物の再生利用（リサイクル）	69.6	31.3	8.8
(12) 有害化学物質の利用抑制	13.0	18.8	0.4
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	23.9	50.0	3.2
(14) 環境保全型農業の促進	67.4	37.5	9.5
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	19.6	25.0	2.2
(16) 環境情報の住民への開示	6.5	12.5	1.6
(17) ISO14001 や環境活動評価プログラム等の導入促進	54.3	62.5	8.3

(注) 網掛けは40%以上を示す。

図表 III-35 事業者の取組促進のための「普及・啓発」の実施状況（基本属性別）

(%)

取組項目	都道府県 n = 46	政令都市 n = 16	市区町村 n = 1,390
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	87.0	81.3	26.0
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	82.6	87.5	21.9
(3) フロンガスの回収	87.0	68.8	22.4
(4) 大気汚染の防止	60.9	56.3	29.9
(5) 低公害車の導入	87.0	75.0	28.3
(6) ディーゼル車の利用抑制	50.0	68.8	12.3
(7) モーダルシフト・物流の効率化	58.7	81.3	8.1
(8) 水質汚濁の防止	65.2	68.8	37.2
(9) 廃棄物の発生抑制（リデュース）	87.0	87.5	59.9
(10) 廃棄物の再利用（リユース）	89.1	87.5	60.2
(11) 廃棄物の再生利用（リサイクル）	82.6	87.5	58.9
(12) 有害化学物質の利用抑制	69.6	93.8	19.6
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	63.0	81.3	15.7
(14) 環境保全型農業の促進	82.6	87.5	25.8
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	84.8	81.3	33.4
(16) 環境情報の住民への開示	82.6	93.8	39.3
(17) ISO14001 や環境活動評価プログラム等の導入促進	84.8	68.8	17.9

(注) 網掛けは40%以上を示す。

【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- ここでは、平均実施率の高い「普及・啓発」について、施策項目ごとに人口規模の違いによる実施率の変化を分析する。
- 全ての人口規模において実施率が40%を越す項目は、廃棄物対策の3項目であるが、いずれも人口規模の増加とともに実施率は上昇する傾向がある。
- 『省エネ設備や省エネ建築の導入』や『自然・未利用エネルギーの利用』のエネルギー関連については、「1万人未満」と「10万人以上」では実施率に約5倍の差がある。同様に、『低公害車の導入』『ディーゼル車の利用抑制』『モーダルシフト・物流の効率化』の交通関連でも、実施率には4~5倍の差がみられる。これらは都市活動に起因する環境問題であることから、都市規模が大きくなるほど実施率は高くなっていると考えられる。
- 『ISO14001 や環境活動評価プログラム等の導入促進』では、「10万人以上」の実施率は34.7%と高く、「1万人未満」と「10万人以上」の実施率とでは5倍以上の差がある。

図表 III-36 市区町村における事業者の取組促進のための「普及・啓発」の実施状況  
(人口別：政令指定都市を除く)

(n=1,390) (%)

取 組 項 目	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
(1) 省エネ設備や省エネ建築の導入	11.6	21.0	24.3	33.2	50.4
(2) 自然・未利用エネルギーの利用	8.8	17.8	20.9	24.7	46.2
(3) フロンガスの回収	16.7	18.6	17.0	24.7	39.8
(4) 大気汚染の防止	18.9	27.2	25.7	36.8	47.5
(5) 低公害車の導入	13.8	21.8	23.8	39.5	53.8
(6) ディーゼル車の利用抑制	6.2	7.5	7.8	16.6	28.8
(7) モーダルシフト・物流の効率化	4.2	3.0	8.3	9.9	20.3
(8) 水質汚濁の防止	30.2	34.5	37.4	42.2	47.0
(9) 廃棄物の発生抑制(リデュース)	54.2	56.3	60.2	61.4	72.0
(10) 廃棄物の再利用(リユース)	53.1	55.3	61.2	60.5	77.5
(11) 廃棄物の再生利用(リサイクル)	55.1	54.2	59.7	59.6	70.8
(12) 有害化学物質の利用抑制	11.9	14.8	14.6	19.7	43.2
(13) 工場等の敷地や屋上の緑化	7.3	10.2	14.6	21.1	32.6
(14) 環境保全型農業の促進	18.6	19.1	26.7	32.7	39.4
(15) 環境配慮物品・サービスの購入・発注	24.0	28.3	30.6	39.0	52.5
(16) 環境情報の住民への開示	29.9	36.1	37.4	43.9	55.5
(17) ISO14001 や環境活動評価プログラム等の導入促進	6.5	12.1	19.4	26.5	34.7

(注) 網掛けは40%以上を示す。

## (2) 事業者との連携・協働状況(問7)

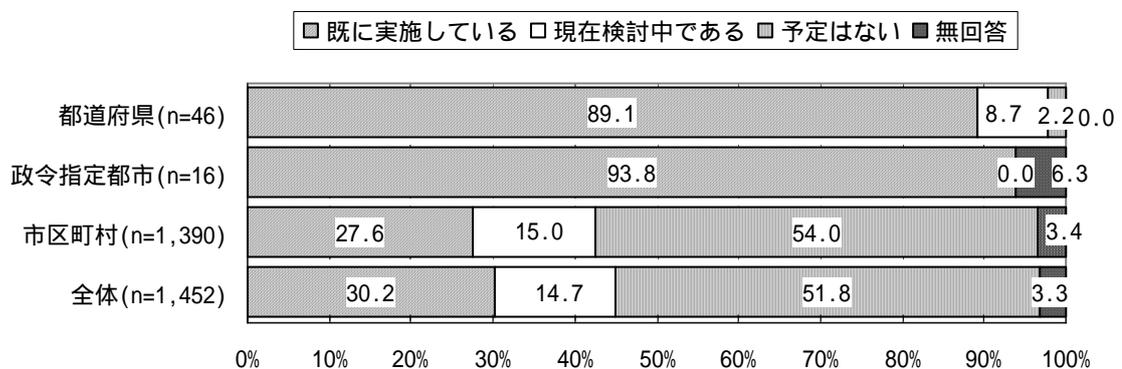
### 【全体的な傾向】

- 工場や事業所などとの連携・協働（環境フェア、技術・研究開発、リサイクル事業など）の取組については、「実施中」（30.2%）に「検討中」（14.7%）を加えると、44.9%である。

### 【基本属性別の特徴】

- 工場や事業所などとの連携・協働について、都道府県や政令指定都市では「実施中」がそれぞれ89.1%、93.8%と高い実施率を示す。
- 市区町村においては、「実施中」は27.6%と低く、「検討中」（15.0%）を加えても42.6%にとどまる。

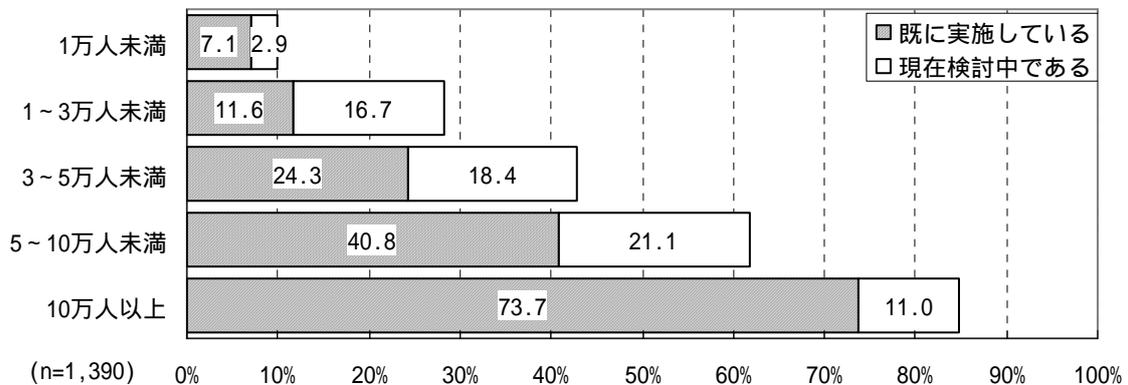
図表 III-37 工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働状況（全体+基本属性別）



### 【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 市区町村における工場・事業所などとの環境保全活動についての連携・協働状況を人口別に見ると、人口規模の増加に応じてその実施率は大きく上昇する。「1万人未満」の実施率は7.1%であるが、「3~5万人未満」では24.3%となり、さらに「10万人以上」では73.7%までに上昇する。

図表 III-38 市区町村における工場・事業所などの環境保全活動についての連携・協働状況  
(人口別：政令指定都市を除く)



### (3) 事業者との連携・協働の具体的な実施事例(問 7-1:自由記述)

#### 【都道府県の特徴】

- 回答のあった都道府県の取組の内容は主に以下の6タイプに分けられる。
  - 環境活動啓発のためのイベントやシンポジウム等の共催
  - 事業者と行政との環境会議の設立・開催
  - 地球温暖化防止、廃棄物への取組、リサイクル活動における協働
  - 環境活動を行っている企業の認定、支援
  - リサイクル技術開発等の共同研究、共同開発
  - 事業者と連携した森林整備
- この6タイプの活動のうち、最も多くの都道府県で取り組まれているのが、環境活動啓発のためのイベントやシンポジウム等の共催である。「あきたエコ&リサイクルフェスティバル(秋田県)」「クリーンアップフェア・エコテックとちの環(栃木県)」「環境&森林フェスティバル・ぐんまウォーターフェア(群馬県)」「エコカーフェア(埼玉県)」「エコメッセ・環境シンポジウム(千葉県)」「アジェンダの日開催(神奈川県)」「環境企業シンポジウム(石川県)」「地球温暖化防止県民運動「LOVE・アース・ふくい」(福井県)」「信州環境フェア(長野県)」「びわ湖環境ビジネスメッセ(滋賀県)」「京都環境フェスティバル(京都府)」「環境フェスティバル(島根県)」「エコ・フェスタ(岡山県)」「環境の日」ひろしま大会(広島県)」「やまぐちいきいきエコフェア(山口県)」などがある。
- 事業者等を交えた環境会議には、「みやぎ小売業エコフォーラム(宮城県)」「とちの環県会議(栃木県)」「環境やまぐち推進会議(山口県)」「とくしま環境ビジネス交流会議・とくしま環境県民会議(徳島県)」などがある。
- 廃棄物への取組、リサイクル活動における協働については、「循環型社会推進地域連携ネットワーク構築事業(青森県)」「多量排出事業者減量化推進事業(茨城県)」「スーパーマーケットと連携したレジ袋削減の推進(富山県)」「おいしい福井食べきり運動・クリーンエリア宣言事業所(福井県)」などがある。
- 環境活動を行っている企業の認定、支援については、「環境学習支援団体の認定(山形県)」「環境学習応援隊の登録(埼玉県)」「いしかわ事業者版環境ISOの普及(石川県)」「クリーンエリア宣言事業所(福井県)」「しまねエコショップ認定制度」などがある。

- リサイクル技術開発等の共同研究，共同開発には「県の試験研究機関における民間企業との共同研究(埼玉県)」「あいち資源環境推進センター(愛知県)」「リサイクル総合センター(福岡県)」などがある。
- 事業者と連携した森林整備については、「企業と連携した森林整備(新潟県)」「企業の森づくり活動参加促進制度(静岡県)」「アドプトフォレスト制度(大阪府)」などがある。

#### 【政令指定都市の特徴】

- 回答のあった政令指定都市における取組は、主に以下の3つのタイプである。環境活動啓発のイベントやシンポジウム等の開催が多く、具体的な活動としては、リサイクル活動や清掃活動などがみられる。  
環境活動啓発のためのイベントやシンポジウム等の共催  
事業者と行政との環境会議の設立・開催  
地球温暖化防止，廃棄物への取組，リサイクル活動における協働
- 環境活動啓発のためのイベントやシンポジウム等の共催については、「環境広場さっぽろ(札幌市)」「ストップ温暖化展・新エネルギー環境展(川崎市)」「環境フェア(新潟市，神戸市)」などがある。
- 事業者と行政との環境会議の設立・開催については、「千葉市地球温暖化対策協議会(千葉市)」「地球温暖化対策事業者協議会(横浜市)」などがある。
- 地球温暖化防止，廃棄物への取組，リサイクル活動における協働については、「レジ袋有料化社会実験(仙台市)」「天然ガス自動車普及促進運動(横浜市)」「ごみゼロ・クリーンウォーク(広島市)」などがある。

#### 【東京23区の特徴】

- 回答のあった東京23区における取組は、主に 環境活動啓発のためのイベントやシンポジウム等の共催(「環境フェスタ(台東区)」「環境フェア(墨田区，江東区)」「環境まつり(中野区)」など)であるが、「環境学習情報センターを核とする事業の企画運営(新宿区)」「大江戸清掃隊・まちの美化里親制度(台東区)」「自動回収機を活用したペットボトルの回収(足立区)」など、具体的な活動も行われている。

#### 【市町村の特徴】

- 市町村においては、以下2タイプの取組が多いが、環境保全推進会議、省エネルギー推進会議など、行政と事業者、あるいは市民も交えた協議会を設置している例や環境活動やリサイクル技術開発等を行っている企業への支援を行っている例もみられる。  
環境活動啓発のためのイベントやシンポジウム等の共催  
地球温暖化防止，廃棄物への取組，リサイクル活動における協働
- 環境活動啓発のためのイベントやシンポジウム等の共催については、環境に関するフェアやフォーラム、リサイクル関連のキャンペーンやフェア、清掃活動などが多い。
- 地球温暖化防止，廃棄物への取組，リサイクル活動における協働については、マイバックキャンペーン，リサイクル用品のフリーマーケットの開催など市民が取り組みやすく、また啓発活動が多い。

#### (4) 事業者との連携・協働に至った経緯(問 7-2) (\*)

##### 【全体的な傾向】

- 全体的にみると、事業者との連携・協働をすでに実施している団体が、連携・協働に至った経緯については、『行政からの呼びかけ』が最も多く 90.9%を占め、次いで『事業者からの呼びかけ』(33.9%)、『他の主体からの呼びかけ』(23.0%)となっている。

##### 【基本属性別の特徴】

- 住民との連携・協働に至った経緯については、いずれの属性においても『行政からの呼びかけ』が最も多く 80%を超えている。
- 都道府県では他の属性に比べて『事業者からの呼びかけ』の比率が高く、政令指定都市では他の属性に比べ『他の主体からの呼びかけ』の比率が高くなっている。

図表 III-39 事業者との連携・協働に至った経緯(全体+基本属性別) (%)

連携・協働の経緯	全体 n = 439	都道府県 n = 41	政令指定都市 n = 15	市区町村 n = 383
行政からの呼びかけ	90.9	97.6	86.7	90.3
事業者からの呼びかけ	33.9	43.9	33.3	32.9
他の主体からの呼びかけ	23.0	29.3	46.7	21.4
わからない	3.4	0.0	0.0	3.9
その他	1.8	0.0	0.0	2.1

##### 【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 市区町村における事業者との連携・協働に至った経緯を人口規模別にみると、いずれの属性においても『行政からの呼びかけ』が最も多く 80%を超えている。
- 「5万人以上」の規模が大きい都市で『他の主体からの呼びかけ』の比率がやや高くなっており、また「1万人未満」の規模においては『わからない』とする比率が高くなっている。

図表 III-40 市区町村における事業者との連携・協働に至った経緯(人口別：政令指定都市を除く)  
(n=383) (%)

連携・協働の経緯	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
行政からの呼びかけ	100.0	93.0	94.0	83.5	90.8
事業者からの呼びかけ	40.0	30.2	36.0	25.3	35.6
他の主体からの呼びかけ	16.0	11.6	20.0	24.2	23.6
わからない	28.0	4.7	0.0	1.1	2.9
その他	8.0	0.0	0.0	3.3	1.7

(注)\*印は今年度より追加された設問項目を示す。

**(5) 事業者との連携・協働の実施にあたり期待すること(問 7-3)(\*)**

**【全体的な傾向】**

- 全体的にみると、事業者との連携・協働をすでに実施している団体が、連携・協働に期待することについては、『事業者とのパートナーシップの構築』の比率が最も高く 82.8%を占め、次いで『事業者の自発的取組の推進』(80.0%)、『事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』(69.5%)となっている。

**【基本属性別の特徴】**

- いずれの属性においても『事業者の自発的取組の推進』、『事業者とのパートナーシップの構築』、『事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』の比率が高い。
- 政令指定都市では他の属性に比べて『民間活力の導入等による行政効率の向上』『事務経費削減』の割合が50%以上と高い。
- 市区町村では都道府県や政令指定都市に比べ『環境保全活動に係る指導者の育成』の比率が低くなっている。

図表 III-41 事業者との連携・協働にあたり期待すること(基本属性別) (%)

期待する項目	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
	n = 439	n = 41	n = 15	n = 383
民間活力の導入等による行政効率の向上	39.0	34.1	53.3	38.6
事務経費削減	22.9	29.3	60.0	20.6
事業者の自発的取組の推進	80.0	97.6	100.0	76.8
事業者とのパートナーシップの構築	82.8	97.6	100.0	79.9
環境保全活動に係る指導者の育成	20.6	34.1	46.7	18.0
事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	69.5	68.3	86.7	68.4
その他	1.1	7.3	6.7	0.3

**【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】**

- 市区町村について人口規模別にみると、規模の小さい都市の方が、多項目にわたって比率が高くなる傾向がみられる。
- 「1万人未満」で『民間活力の導入等による行政効率の向上』や『事務経費削減』の比率が他の規模の都市に比較して高く、「3万人未満」の規模で『環境保全活動に係る指導者の育成』の比率が高い。また、『事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進』についても人口規模が小さくなるほど比率が高くなっており、事業者に対する期待が高くなっている。

図表 III-42 市区町村における事業者との連携・協働にあたり期待すること  
(人口別：政令指定都市を除く)

(n=383) (%)

期待する項目	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
民間活力の導入等による行政効率の向上	72.0	41.9	30.0	38.5	35.6
事務経費削減	36.0	27.9	18.0	17.6	19.0
事業者の自発的取組の推進	88.0	90.7	68.0	73.6	75.9
事業者とのパートナーシップの構築	52.0	72.1	88.0	75.8	85.6
環境保全活動に係る指導者の育成	36.0	30.2	16.0	9.9	17.2
事業者の環境保全活動を通じた地域づくりの促進	100.0	76.7	70.0	65.9	62.6
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6

(注)\*印は今年度より追加された設問項目を示す。

### 3 2 事業者との「環境保全に関する協定」の締結

#### (1) 事業者との「環境保全に関する協定」の締結状況(問 8)

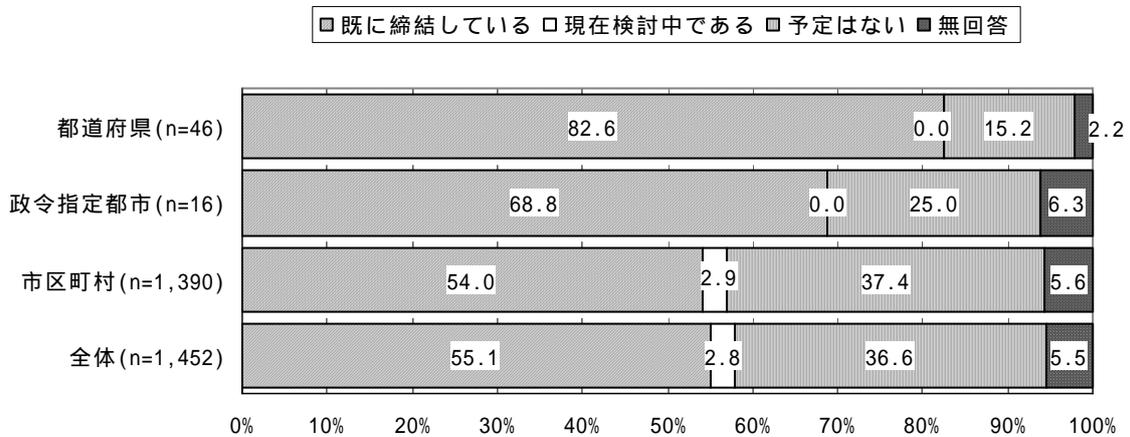
##### 【全体的な傾向】

- 工場や事業所などとの「環境保全に関する協定」(公害防止協定や環境保全協定など)を既に締結しているのは、全体では55.1%：792団体である。

##### 【基本属性別の特徴】

- 都道府県(82.6%：38団体)と政令指定都市(68.8%：11団体)では、「環境保全に関する協定」を締結している。
- 市区町村においては、締結済みは54.0%：751団体である。

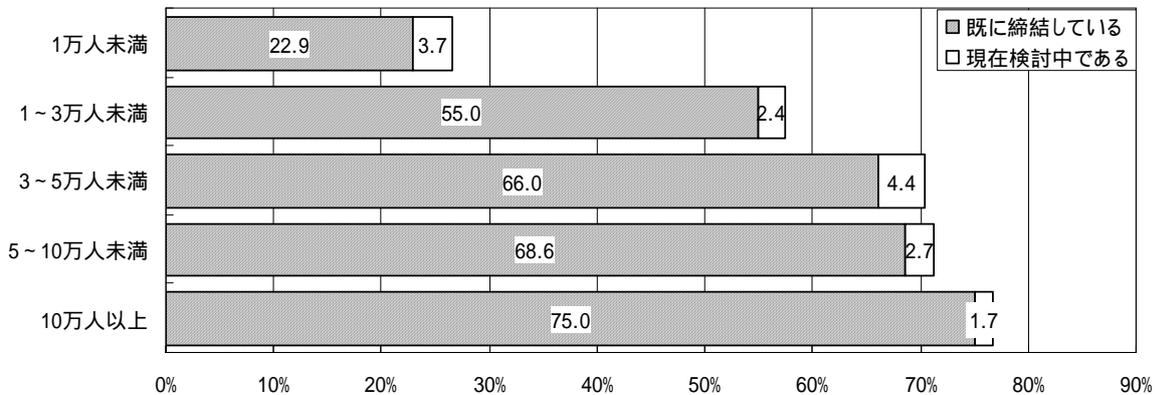
図表 III-43 工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結状況(全体+基本属性別)



##### 【市区町村】

- 751団体の市区町村が工場や事業所などと「環境保全に関する協定」を締結しているが、これを人口別に見ると、「1万人未満」では22.9%であるに対して「10万人以上」では75.0%まで上昇する。

図表 III-44 市区町村における工場・事業所などとの「環境保全に関する協定」の締結状況(人口別：政令指定都市を除く)



(n=1,390)

## (2) 事業者との「環境保全に関する協定」の導入理由(問 8-1)

### 【全体的な傾向】

- 「環境保全に関する協定」を導入した主たる理由は、『地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる』(72.3%)や『予測される公害を事前にチェックすることができる』(47.5%)あるいは『事業者等と情報の交換が可能となる』(40.3%)などである。

### 【基本属性別の特徴】

- 都道府県、政令指定都市、市区町村別に協定導入の主たる理由をみると、差異はみられず、全体的な傾向と同様に、『地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる』という理由が最も高い比率を示し、次いで『予測される公害を事前にチェックすることができる』、『事業者等と情報交換が可能となる』の順となっている。

図表 111-45 「環境保全に関する協定」を導入した理由(全体+基本属性別)

(%)

導入理由	全体 n=800	都道府県 n=38	政令都市 n=11	市区町村 n=751
地域や事業に応じた適切な対策を行うことができるため	72.3	84.2	81.8	71.5
条例や要綱で規制することが法令上困難であったため	12.4	13.2	18.2	12.3
議会の反対など条例や要綱の制定が困難であったため	0.1	0.0	0.0	0.1
協定締結までに時間がかからないため	0.6	13.2	0.0	0.0
条例や要綱に比べて、住民の意見を反映しやすいため	28.1	18.4	9.1	28.9
策定過程を通じて事業者等と情報交換が可能となるため	40.3	34.2	36.4	40.6
予測される公害を事前にチェックすることができるため	47.5	44.7	45.5	47.7

(注)網掛けは、基本属性のそれぞれ上位3項目を示す。

### 【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 人口規模に関わらず、『地域や事業に応じた適切な対策を行うことができる』という理由が最も高い比率を示し、次いで『予測される公害を事前にチェックすることができる』『策定過程を通じて事業者等と情報交換が可能となる』の順となっている。

図表 111-46 市区町村における「環境保全に関する協定」を導入した理由  
(人口別：政令指定都市を除く)

(n=751) (%)

導入理由	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
地域や事業に応じた適切な対策を行うことができるため	60.5	66.2	72.1	75.2	79.1
条例や要綱で規制することが法令上困難であったため	8.6	10.8	11.8	9.8	18.1
議会の反対など条例や要綱の制定が困難であったため	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
協定締結までに時間がかからないため	13.6	13.7	12.5	5.2	4.0
条例や要綱に比べて、住民の意見を反映しやすいため	32.1	36.8	29.4	27.5	19.2
策定過程を通じて事業者等と情報交換が可能となるため	35.8	48.5	39.0	36.6	38.4
予測される公害を事前にチェックすることができるため	50.6	48.0	46.3	49.7	45.2

(注)網掛けは各導入理由の中で最も比率の高い人口規模を示す。

### (3) 事業者との「環境保全に関する協定」の有効性(問 8-2)

#### 【全体的な傾向】

- 既に「環境保全に関する協定」を締結している地方公共団体（800 団体）に、環境問題の解決に対する協定の有効性をたずねた。全体では、『効果的な手法である』が 37.3%で、『内容によっては効果的となる』が 49.0%であり、合わせて 86.3%が有効性を認めている。ただし、『効果は限定的である』という意見も 9.6%ある。

#### 【基本属性別の特徴】

- 基本属性別にみると、都道府県では『効果的な手法である』が 50.0%を占め、政令指定都市では『効果的な手法である』が 63.6%を占める。また市区町村では『内容によっては効果的となる』が 49.5%と多い。

図表 111-47 「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性（全体+基本属性別）

(%)

有効性	全体 n=800	都道府県 n=38	政令都市 n=11	市区町村 n=751
効果的な手法である	37.3	50.0	63.6	36.2
内容によっては効果的となる	49.0	42.1	36.4	49.5
効果は限定的である	9.6	5.3	0.0	10.0
わからない	5.9	0.0	0.0	6.3

(注)網掛けは、それぞれ首位項目を示す。

#### 【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 「環境保全に関する協定」の締結の有効性の判断について人口別にみても、人口規模による差異はあまりみられず、『効果的な手法である』と『内容によっては効果的となる』を合わせると、いずれの規模においても 80%以上を占めている。

図表 111-48 市区町村における「環境保全に関する協定」の環境問題解決に対する有効性

(人口別：政令指定都市を除く)

(n=751)

(%)

有効性	1万人 未満	1~3万人 未満	3~5万人 未満	5~10万人 未満	10万人 以上
効果的な手法である	42.0	36.3	33.1	33.3	38.4
内容によっては効果的となる	44.4	49.0	52.2	52.9	47.5
効果は限定的である	14.8	10.8	10.3	7.8	8.5
わからない	12.3	6.4	5.1	7.8	2.8

(注)網掛けは各導入有効性の中で最も比率の高い人口規模を示す。

#### (4) 事業者との「環境保全に関する協定」の有効性の担保条件(問 8-3)

##### 【全体的な傾向】

- 「環境保全に関する協定」の有効性を担保するには何が必要かについてたずねた。全体では、『地方公共団体や住民の立入調査』(75.5%)と『数値目標等具体的な目標』(68.1%)が首位を占め、透明性や具体性が特に重視されている。

##### 【基本属性別の特徴】

- 都道府県においては、『地方公共団体や住民等の立ち入り調査』が最も高い比率を占め、次いで『数値目標等具体的な目標』『操業停止等違反時の制裁措置』の順となっている。
- 政令指定都市においては、『数値目標等具体的な目標』が最も高い比率を占め、次いで『協定の内容が公開』『計画書の提出義務』『協定の点検や見直しの手続き』となっている。
- 市区町村においては、『地方公共団体や住民等の立ち入り調査』が最も高い比率を占め、次いで『数値目標等具体的な目標』『環境データの開示義務』の順となっている。

図表 III-49 「環境保全に関する協定」を効果的にするための必要条件(全体+基本属性別)

必要要件	(%)			
	全体 n = 690	都道府県 n = 35	政令都市 n = 11	市区町村 n = 644
住民が当事者や立会人として参加	34.5	28.6	9.1	35.2
協定の内容が公開	33.2	57.1	45.5	31.7
数値目標等具体的な目標	68.1	91.4	72.7	66.8
計画書の提出義務	32.8	48.6	45.5	31.7
環境データの開示義務	43.9	62.9	36.4	43.0
操業停止等違反時の制裁措置	39.9	68.6	9.1	38.8
地方公共団体や住民等の立入調査	75.5	94.3	36.4	75.2
協定の点検や見直しの手続き	37.0	54.3	45.5	35.9

(注) 網掛けは、基本属性別の上位3項目を示す。

##### 【市区町村(政令指定都市を除く)の属性別の特徴】

- 市区町村の人口規模別にみると、傾向としては規模が大きいほど幾分比率が高くなるが、『住民が当事者や立会人として参加』は逆の傾向がある。

図表 III-50 市区町村における「環境保全に関する協定」を効果的にするための必要条件  
(人口別：政令指定都市を除く)

必要要件	(n=644)				
	1万人未満	1~3万人未満	3~5万人未満	5~10万人未満	10万人以上
住民が当事者や立会人として参加	41.4	48.3	36.2	28.8	22.4
協定の内容が公開	35.7	32.8	27.6	28.0	34.9
数値目標等具体的な目標	68.6	61.5	62.9	67.4	74.3
計画書の提出義務	31.4	33.9	29.3	28.8	33.6
環境データの開示義務	44.3	39.7	52.6	37.9	43.4
操業停止等違反時の制裁措置	40.0	43.7	36.2	30.3	42.1
地方公共団体や住民等の立入調査	72.9	74.7	76.7	75.8	75.0
協定の点検や見直しの手続き	35.7	34.5	31.9	34.8	41.4

(注) 網掛けは各必要要件の中で最も比率の高い人口規模を示す。